

## 水道用次亜塩素酸ナトリウムの購入仕様書（単価契約）

### （一般）

第1条 本仕様書にて購入する次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団藤井寺水道センター道明寺浄水場において水処理用として使用するものである。

### （関係法令等の順守）

第2条 受注者は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令を遵守しなければならない。

### （品質）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸の規格等は、次のとおりとする。

- （1） 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質一級で、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

| 項 目      | 規 格          |
|----------|--------------|
| 外観       | 淡黄色の透明な液体    |
| 有効塩素     | 12%以上        |
| 遊離アルカリ   | 2%以下         |
| 臭素酸      | 50mg/kg 以下   |
| 塩素酸      | 4000mg/kg 以下 |
| 比重（20℃）  | 1.16 以下      |
| 食塩（NaCl） | 4%以下         |

- （2） 「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省第15号）」第1条第16号（改正された場合、最新のものとする。）に規定する、水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1に適合すること。また設定最大注入率は100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

### （品質の検査）

第4条 受注者は、前条第1項第1号及び第2号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、（社）日本水道協会の水道

用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書の写しの提出をもって代えることができる。

- 2 前項の分析試験結果書は、公的機関（計量法による濃度計量証明事業所又は厚生労働大臣の水質検査機関）により提出日より1年以内に発行されたものに限る。

#### （納入）

第5条 納入場所は、大阪広域水道企業団藤井寺水道センター道明寺浄水場（藤井寺市道明寺2丁目11-18）とし、受入監視業務担当者の指示する貯蔵槽に納入すること。

- 2 受注者は、納入にあたり企業団職員の指定した日に次亜塩素酸を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から正午までと午後1時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時は、この限りではない。

- 3 次亜塩素酸は液温の上昇により有効塩素濃度低下や塩素酸濃度上昇の原因となるため、納入時の液温は極力低温を維持できるように努めること。

- 4 受注者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、企業団職員の承認を得なければならない。（納入計画書提出部数：2部）

##### （1） 運搬経路図

※道明寺浄水場周辺は大型車の通行規制があるため、羽曳野警察署に通行許可の申請を行うこと。

##### （2） 緊急時の連絡体制表

##### （3） 納入に使用する車両（タンクローリー）の車検証の写し

- 5 受注者は納入の都度、第3条第1項第1号に規定する規格等に適合することを証明するために分析試験を行い、分析試験結果書を提出すること。

- 6 受注者は納入にあたり、貯蔵槽の接続口φ50mm塩ビ管に納入者が接続し、接続不良等が無いように十分留意すること。なお、接続に際し事故等が起こった場合は、受注者の責任において速やかに対応し解決すること。

- 7 受注者は、次亜塩素酸を貯蔵槽へ圧送するとき、納入従事者に保護具等を必ず着用させなければならない。

#### （購入予定数量等）

第6条 次亜塩素酸の1回あたりの納入量及び購入予定数量はつぎのとおりとするが、処理水量、水質等の変動により購入数量は増減する。また、災害時等には、発注者の要求に対して、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、薬品の優先的な供給に協力すること。

|           |      |             |
|-----------|------|-------------|
| 1回あたりの納入量 | ………… | 約 800 kg    |
| 購入予定数量    | ………… | 約 13,600 kg |

(緊急時の対応)

第7条 浄水処理上、緊急に納入を依頼する場合があるので、これに応じられる体制を整えておくこと。

(契約の解除)

第8条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の順守に支障を生じる事態などが生じ、企業団職員からの改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして受注者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(疑義等の決定)

第9条 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。